

平成27年度 第3回黒松内町総合教育会議事録

1. 期 日 平成27年11月27日(金)
午前10時00分から11時40分
2. 場 所 コミュニティ防災センター 町民活動室1
3. 出席者 (構成員)
- | | |
|-------|---------|
| 町 長 | 鎌 田 満 |
| 教育委員 | 池 田 重 人 |
| 教育委員 | 小 林 尋 子 |
| 教育委員 | 成 田 志津代 |
| 教育委員 | 岡 久 孝 雄 |
| 教 育 長 | 内 山 哲 男 |
- (事務局)
- 教育委員会教育次長 鈴木 浩 勝

本日の会議に付した事件

- (1) 黒松内町教育大綱(案)について
- (2) いじめ防止対策について
- (3) 当面する黒松内町教育課題(協議)について

事務局 定刻になりましたので、第3回黒松内町総合教育会議を開会します。次第のとおり進行いたします。まず、鎌田町長よりごあいさつをお願いします。

町長 おはようございます。教育委員の皆さんには、朝早くから教育委員会、引き続き、総合教育会議にご出席いただきありがとうございます。日頃から、教育行政の推進に当たりまして、厚くお礼を申し上げます。

11月末を迎え、先週はまとまった雪が降り、本格的な冬になったと思いましたが、今日は雨でございます。道内の他の地域では、大雨の場所があるようですが、本町は穏やかな方と思います。今年1年も、振り返りますと穏やかな年でありましたので、本日の天候も今年を象徴しているようです。

本日の議題は、お手元の議案のとおり教育大綱であります。パブリックコメントでの意見も踏まえた修正案を提案させていただきます。また、いじめ対策につきましては、管内の町村では役割分担等を定めるため、条例や要綱など様々な対応しております。本町は、未策定でございましたので、方針として提案をいたします。その後は、当面する教育課題についての協議を行いたいと考えております。

開会のあいさつといたします。よろしく願いいたします。

事務局 それでは、2番の議題に移らせていただきます。町長の進行でお願いいたします。

町長 それでは、黒松内町教育大綱についてを議題とします。修正等を含めて、事務局より説明をお願いします。

事務局 黒松内町教育大綱について、説明いたします。

まず、町民意見収集手続きにつきましては、前回の総合教育会議で決定いただいた大綱案を、平成27年10月9日から11月9日までの1ヶ月間実施いたしました。受付件数は、個人一人から意見が寄せられ、議案3ページのとおり一人から二つの意見でした。

町民意見収集手続きにおいて、意見とともに回答も公表する手続きとなっております。この度の公表では、意見が長文であることから、抜粋文の公表を考えており、そちらが中段に書かれているものです。それでは、意見及び回答を説明いたします。

一つ目は、「第3章基本方針「4. 文化、スポーツの環境を整え、機動的な組織づくりを進め、ふるさとを愛する人材を育成します。」に、次のことは含まれるでしょうか。」とのご質問がありました。また、ご意見として、「この町の子どもたちが、お年寄りの第2次世界大戦における体験の話聞くことは、貴重なことと思います。ご高齢の話直接的に伝えるのは難しいので、聞き取り手が編集したものを今後、伝えてはいかがでしょうか。実体験者のよりリアルな声が、平和・反戦への想いを確固たるものへと導いてくれるのではないのでしょうか。当然それが正しいと、ごく自然に思う心が、戦争ではなく、平和を選ぶように導くことも教育の大きな役割だと思います。」と寄せられました。

回答といたしましては、「戦争体験の話などによる平和についての学習は、子どもたちにとって貴重で大切な体験、そして学びと思います。この項目内に書かれている「郷土の近代生活史」に、第2次世界大戦が含まれておりますが、ふるさとを愛し、国際社会に生きる平和的な暮らしにつながる人づくりは大切でありますので、文章として記載します。」を考えています。

二つ目のご意見は、4ページにあります。「教育という分野で唱われる文言は、だいたい同じ内容に集約してしまうのだと理解しています。それであれば、第2章や第3章においては、一から作成された文書ではなく、せつかくここ数年の町内小中学校で「教育目標」として取り組まれて来た文言に沿った形で文書を作成しても良いのではないかと思いました。」でありました。

回答は、「本町の教育行政に係る黒松内町教育目標は平成元年に制定され、各小中学校には学校教育目標があります。これら教育目標は、教育行政や学校教育においてめざすべき目標や姿として定められたもので、長年変わることなく現在に至っています。教育大綱案では、この教育目標の基本的な考えは変えず、文章や第2章黒松内町における教育のめざす姿の取組方針の一部として表現しています。」との解説に留めて、大綱案の変更を考えておりません。以上が、事務局としての回答案であります。

この点も踏まえて、大綱の修正案を説明させていただきます。二重下線が変更や追加をする個所、消し線が削除をする個所を示しています。

まず、表紙は9月から「11月」に変更しています。3ページの下段に生涯学習だけではなく、「活動や活躍をする」ことも必要と考え、追加しております。5ページの上段の第3章の1項目目に、これから議題にもありますいじめについて、「そして、いじめがない」を追加しています。続いて、6ページの3項目目の人を育てるでは、様々な体験を記載しておりますが、具体的に示すため「福祉体験活動、と社会体験活動に（職業）」を追加しています。職業体験は、既に中学校では実施されておりますが、明確化いたします。同じ項目の社会教育に「ボランティアなどで活動・活躍する場づくり」を追加して表現しております。4項目目では、表題に「と平和」を追加しております。下段の文化団体連絡協議会の言葉がありましたが、団体名がここだけ具体的に記載されておりましたので、他の文章と同様にするため「各文化団体」に変更いたします。最終文の個所では、平和に係る学習を追加するため、「図ります」で文章を終え、追加の文章として「さらに、地域文化の保存・活用し、ふるさとを愛し、国際社会に生きる民主的・平和的な暮らしを築く人材の育成に努めます」と、既存の文章も残しつつ、意見を参考にして、見直ししております。

町長 事務局からの説明のとおり、住民からの意見及び事務局段階で文言の整理や肉付けをした表現の方がいいとの考えから、修正いたしました。

委員の皆さんからのご意見をいただけますでしょうか。

教育長 本町では、交通安全や核兵器廃絶、平和の町などの宣言をしておりますので、これを基本として、平和についての記述を町の姿勢として具体的に出した方が、これから国

際社会に生きる人材の育成として求められておりますので、妥当だと思います。

併せて、福祉体験活動を明記したことで、これからの町の流れであります環境と福祉が連動しますので、これからを示唆する言葉として良いことと思います。教育大綱が制定されましたら、これを基に各年度の教育執行方針が出ますので、これに伴う施策も導かれるのかと思います。

町 長 これでもよろしいでしょうか。

寄せられた意見の公表は、どのようになりますでしょうか。

事務局 意見は、町ホームページを通じて、回答、そして公表するかたちとなります。

町 長 教育大綱案を、議会にもお示しして、意見等をいただき、その後に策定していきたいと考えています。

教育大綱はこのようにさせていただきたいと思います。

委員等 はい。

町 長 続いて、いじめ防止対策についてを事務局から説明してください。

事務局 議案の5ページと配付した資料を基に、説明いたします。

町長の開会のあいさつにもありましたが、本町ではいじめの取組に対する文章化されたものがないので、本日は、策定にあたり基本的な考え方をお示しし、委員からの意見等を基に、次回の総合教育会議にて文章を提案するよう進めていきたいと考えています。

一つ目は、国や北海道の制度です。いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体の重大な危険を生じさせるおそれがあること、児童等の尊厳を保持するためとして、国では平成25年6月28日に「いじめ防止対策推進法」を制定しております。これを受け、北海道では、平成26年4月1日に「北海道いじめの防止等に関する条例」を施行しました。この概要の資料としてパンフレットを添付しております。なお、後志も含めて各総合振興局・振興局単位には「後志地域いじめ問題等対策連絡協議会」が設置されています。

このような状況のもと、後志管内の平成27年8月現在では、12町村で条例制定済みであり、蘭越町とニセコ町では要綱や方針を策定済み、2町村では教育委員会と首長との協議の上、当面条例等を制定しないこととし、本町を含めて3町村が未定であります。本町では総合教育会議が設置されたこともあり、これを機に策定を考えているところであります。

なお、蘭越町はいじめ防止基本方針を資料として、配付しております。

本町の現状におけるいじめの調査では、北海道教育局が実施し、児童生徒が回答す

る「いじめの把握のためのアンケート調査」を、各学校で実施しています。一つの設問を参考として記載しています。「あなたは、ことし4月から今日まで、いじめられたことがありますか」で「ある」と回答した児童生徒数として、平成26年度の6月実施の結果は、黒松内小学校では134人の児童のうち52人と回答し、白井川小学校では10人で0人、黒松内中学校では73人で6人、白井川中学校では4人で0人で、合計では221人のうち58人です。同年11月では41人が、平成27年度の6月では、32人と回答しています。しかし、小学校低学年では、けんかしたことなどをいじめと思い、回答としている例もあると学校からは聞いています。なお、「ある」と回答したものは、全て学校において指導及び対応済みであることを申し添えたいします。

黒松内町の策定に係る基本的な考え方を2項目記載しております。

本町では、蘭越町やニセコ町と同様に、まずは条例ではなく、「黒松内町いじめ防止基本方針」として策定したいと考えています。条例とした場合に、実施した結果、課題等が生じた場合には、改正がしづらいついたことがあるためです。蘭越町の基本方針を見ると、その内容は管内の制定されている条例とほぼ同じ内容となっております。条例は議会を決定を受け、より拘束力が強いものとなりますが、運用では一緒であると考えています。

続いて、基本的な考え方や定義等のいつかを説明します。目的は、北海道のもととほぼ同じ内容となっております。基本理念は、児童生徒は、いかなる理由があってもいじめを行ってははいけません。いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することを最重要とします。学校、教育委員会を含め地域社会全体の連携協力の下、目指していくこととしています。

次に、定義については、「児童生徒」は小学生及び中学生をいい、「学校」は小学校及び中学校としています。対策の取組では保護者、地域社会、学校、町のそれぞれの取組、責務を定めたいと考えています。関係組織の設置では、必要があると認めるときは、学校、教育委員会、警察その他の関係者により構成される「黒松内町いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、また、相談を受けたいじめに関する対策のため、有識者らによる「黒松内町いじめ防止委員会」を、法律では設置できることになっていきますので、町でも準じて作っていきたいと考えています。重大事態は、資料にあります二つの基準であり、国で示しているものと同様な定義です。町長の関わりでは、学校は、重大事態であると判断した場合は、教育委員会に報告します。教育委員会は、これを町長に報告します。教育委員会は経緯等を踏まえて、学校又は教育委員会が主体となり調査をし、町長に報告します。また、町長は調査結果の報告を受け必要があると認めるときは、再調査は付属機関を設置して行い、その結果を議会に報告するというものです。

各学校では、「学校いじめ防止基本方針」を作成し、校内では教職員等による防止等を実効的に行うための委員会づくり、ここでは組織づくりと記載しています。なお、町内学校では、この二つの取組は実施しておりますので、町の基本方針がなくても取組の一部は既に実施されている状況ですが、安定的な運営をするためには必要なもの

として基本方針を策定したいと考えています。

今年から教育委員会に、子育て支援の業務が加わりました。類似の取組として幼児虐待を対象とした組織が既に庁内に設置されており、教育委員会が事務局です。黒松内町要保護児童対策地域協議会では、幼児虐待が発生した場合には、民生委員・児童委員のほか、それぞれの案件ごとに対象となる保育園、学校、黒松内つくし園が加わり、また、警察、消防、医療機関、児童相談所等で組織されています。この協議会は、ここ数年開催されておりませんが、虐待が発生した場合、または、定期的な会議を開催するということとなっております。これまでは、要保護児童だけが対象でしたが、児童福祉法の改正により要支援児童と特定妊婦も加わりました。当初は、いじめ対策もこの地域協議会と一体でできるのではと考えましたが、対象者が異なりますので、それぞれの組織により取組を進めたいと考えております。

配付資料を説明いたします。北海道の条例関係で二つあります。蘭越町の基本方針では、上段には町の方針が書かれており、下段には国の法律や用語解説が書かれて、町の取り組めが法律に基づくものかどうか分かりやすくなっておりますので、本町でも同様なかたちで作りたいと考えています。

町長 　ただ今の説明のとおり、本町では何も取組をしていない訳ではございませんが、より体系的に、そして、文章でしっかり残すため、町の対応が遅れておりましたが、この度、必要であるとの認識から策定することといたしました。

しかるに条例がいいのか、方針でいいのかであります。事務局が説明したとおり、条例はより拘束力が強く、対外的にアピールすることにはなります。しかし、何か文言を訂正する場合には、条例の一部改正のため議会を開催しなくてはいけないことから、臨機応変な対応が課題となるため、町としては考え方がトーンダウンする訳ではありませんが、基本方針として整理し、この中で対応していきたいと考えています。内容では、蘭越町のを参考して文章化をします。今回は、今までの経過や町の本格的な考え方をご提案いたしました。

教育長 　私は、いじめはいつでもどこにでも起こりえることと認識しております。実際に、大津市のいじめ、そして自殺が起こり、法律が制定された後にも、まだ、全国では数件事例が続いております。学校では、いじめ防止基本方針があるから安心ということにはなりません。

今年、教育委員会に子育て支援グループが来たことにより、より家庭内の情報も入るようになってきました。色んな目で多角的に、子どもを見ることができるようになりました。昔は、肉体的ないじめでありましたが、今は、ネットとかにより精神的ないじめになっていますので、様々な情報があることは動きやすくなっております。

いじめ防止委員会がありますけれど、実際の面ではこの総合教育会議がその任を負いますし、本当に緊急な場合には、町長と私がすぐに初動にあたる体制にもあります。このようなかたちの中で、しっかりとしたセーフティーネットを作り、本町ではやっ

て行く、根絶をめざして行きたいと考えています。まずは、このようになる前に、子どもも周囲の大人も、いじめは絶対許さないという姿勢を取り続けていくためには、また、町民にも示していくには、条例ではなく基本方針として策定していくことが、教育委員会を担当するものとして大変心強いと思います。

町 長 このようなものを作ることには、皆さんは異論がないと思いますが、いかがでしょうか。これから、具体的な文章表現を、示させていただきますので、参考にするためにも、皆さんからのご意見をお話いただけますでしょうか。

委員① 基本方針の策定後に、実情に沿わないことがあった場合に、協議して変えることが手続き的にできるのでしょうか。

町 長 先ほど、お話ししましたが、条例であれば変更時には議会の議決が必要となりますが、基本方針であれば、総合教育会議にかけて皆さんの承諾及び決定を経て、すぐに直すことができます。

5ページの資料にありますアンケートの結果を、どのように見るか悩ましいことでもあります。その子を感じた方ひとつで、変わるのでしょうか。

委員④ 大人の解釈の仕方と、子どものその学年によっても解釈の仕方にもずれがあると思います。大人が気づく必要があると思います。それが事実がどうかの把握をしなくてはいけない。大人の感覚のみで、いじめではないと流すことをしてはいけない。

教育長 いじめの言葉が出て来て以来、文部科学省の定義が変わってきています。最初は、「いじめる側にもいじめられる側にも問題がある」とありましたが、その後「いじめがあったと認識があれば、それが、いじめだ」に、訂正されました。この見直しで、いじめの件数がドンと増加した。いじめと感じた子どもがいれば、すぐに対応することとなった。本町の場合は、少しずつ減少傾向になっていると思いますが、生活をしていて、色々なストレスがある中で起きた案件を見たときに、早い対応しており、また、その後の経過もしっかり見ているものがありました。このような緊張感を持って、子どもを見ていけば、早めに分かるのではないかと思います。無くなると安心すべき事案ではなく、絶えず変化しながら起こること。例えば、子ども達の心が沈んでいる場面があれば、何かあったと疑いを持つことも必要。「まさか」よりも「もしかしたら」の気持ちを持たなければ、子ども達の中には入っていけないと思います。

委員④ 数字が出ているからどうかとも思いますが、0人であればかえって心配です。いじめがあっても、中々言えないですから。この前のテレビニュースで放映されていた件でも、親でも知らなかったということです。

教育長 親に心配を掛けたくないのも、逆に隠すんです。みんなの前では、かえって明るく振る舞うんです。でも、心は傷ついている。福祉教育などの人間をベースにする教育

に光を当てることによって、より深く子ども達に意識付けることができると思います。この町では、これができる。このことで、いじめの人数が除々に減っていくことを目指していく、しかし、無くなることはないと思います。周りの大人が、気になればすぐに声を掛ける、子どもの声を聞ける環境にしたい。例えば、いつも同じ子が友達のランドセルを沢山持っている姿などに気付けるかは大切で、町民の方にもお願いしたいし、情報を提供してもらえるようにしたい。いじめ防止委員には、家庭内のことや個人的なことが情報として入って来ますので、秘守義務となる。小さい町では、何か話があると、みんなが分かるので、中々機能しづらいという課題もあります。

委員③ 私も経験していますが、いじめられる側といじめる側の両方に原因はあると思います。でも、いじめられた子どもにとっては、永遠に引きずっていく。親がいじめを作る原因もあるのではないかと。いじめを見たら、少しでも早く、事実を表に出さないで解決すべき。以前、学校の先生が両方を呼んで、それぞれの理由を聞いて、けんか両成敗をしたことがあったが、これはいじられた方には、重いこと。

教育長 事実を発見したら、ここから始まりです。子どもの心に寄り添うことの視点がなければ、終わったことだからという整理では、子どもの中では解消しないし、また、再燃してしまう。保護者も含めて、認識を理解していただき取組と一緒にする必要があります。学校だけでは到底できない、スポーツ少年団活動でも指導者や上下関係でのいじめを肯定することなく、行っていきたい。教育長の役目は、色々な部分でいじめに対する考え方を、正していく役割があると思います。やった方は忘れてしまうが、やられた方は忘れない。組織として、考え方を硬直化することなく、言える環境にしたい。委員が、いつも言われているように、普通に気持ちよく、あいさつをしあえる関係が大切です。

委員② 田舎は、小さい時から育っている。知っている中で、保育園の小さい時から、けんかをしながら、家族のように過ごしてきた。いじめは、昔は今のようにならなくなってしまった。時代は違いますが、大きい子と小さな子が同じ場所で、一緒に遊んでいました。今は、外で遊んでいる子の姿は見られない。このことが、原因になっているのではと思います。保育所の小さい時から一緒なら、学校に上がるまでに、それぞれの子の性格が分かりますので、中学生になっても急にいじめになることはないと思います。

教育長 南後志の連絡協議会があります。幼稚園から中学校まで一緒ですから、相手にこれ以上入ったら危ないと分かるんです。あえて、そうゆう場面を避けるので、表面的には起きないんです。けれど、高校や大学生、就職、専門学生になって、環境が変わり、ドンと来た時に、続けられなくなったりすると聞きます。子ども達が、その状況ごとに修正することができればいいのですが、例えば、やってしまった時にごめんねと謝れるとか、子ども達が考えてできればいいのです。でも、いじめ調査にあると丸を印

して、先生が介入して解決してくれることを感覚として持つてはほしくない。自らの力で変えていくことが望ましいと思います。

委員② 私の頃は、年齢さの区別がなく一緒に遊ぶ中で、小さい子を誰かが助けてくれる環境だった時代でした。教育長が言われたとおり、社会に出たから、逆に大変になるのですね。

委員④ 今は、ネット社会が怖いです。何が行われているかが、見えない環境で、そして、すぐに無制限に広がります。

教育長 私たちは、現場を知り、学び、より添ってていくことが大切です。子ども達の心を太くしていくというか、違う場面でも転用して行くような、例えば、活躍した子どもを自信づけをさせるような、望ましい育て方があると思います。

先日の子育て会議に出た話ですが、色々な多くの大人に囲まれた環境で子育てできる町であるとの意見がありました。確かにそうですね、どこの誰と分かる中で、子育てができる。親も言うけれど、同じことを他の親や近所のおばさん、少年団指導者なども、同じ質のことを言っていると、子どもも判断できるようになると思います。

委員③ 一番怖いのは、いじめの行き先は何だろということです。それは、その人間性を否定するというか、ダメな人との烙印をされること。それを受けた子どもは、私はダメだと思ってしまったり、親に心配を掛けると気を使う以上に、親にも誰にも言えない。そして、社会に出ても、けんかで言い合った仲なら強くなりますが、私はダメなんだと思うと、その結果が尾を引いてくる。私たちも、そのことを理解しておきたいと、思います。

教育長 いじめ防止委員になった方々に、このような研修をできる場面を意図的に作ってほしい。実際にいじめを受けた方が、引きずった気持ちになることを知ってほしい。そういった組織づくりが、機能する組織になると思います。

町長 具体的な内容は、表現も含めて、次回の会議で協議しますので、今の段階ではこのようなものを作るということをご理解ください。

次の当面する教育課題について進めます。まずは、白井川中学校の在籍生徒数について、事務局から説明してください。

教育長 先ほどの教育委員会においても説明いたしましたが、現在は1世帯2名の生徒が在籍しておりますが、1名は3年生ですので、来年は1名になってしまいます。白井川小学校6年生の3名の11月段階の進路をどうするかを調査しています。

教育委員会では、子育て支援住宅が1棟空いていることから、11月にいろいろな所で子育て支援住宅を紹介するパンフレットを配付いたしました。胆振地域の中学2

年生と、渡島地域の小学6年生の保護者から、問い合わせがありました。年明けには、白井川小学校の保護者に、再度、確認をしたいと考えています。

今のところ、後志教育局には存続すると話しています。

親が、少人数の学校を大所高所から考えた場合、集団的なコミュニケーション能力をどう育てるのかというのはありますが、白井川中学校でやってほしいとの意向は強くあります。ただ、学校の存続は、保護者が決めることではなく、学校や地域でもなく、教育委員会ですと伝えています。ある程度の時期になれば、統合はありきですとは話しています。

地区内の方から里親を再度したいと考えていると話も聞いています。ぶなの森自然学校は、職員などの課題もあり、受入れは中止しています。

白井川小学校の例では、特別支援学級が1学級増えると、担任1名と期限付きの養護教諭が増えています。白井川中学校では、特別支援学級が1学級1名増えると、先ほどの増と併せて教頭1名が増員になります。人口面でも大きいですね。

小規模の学校だからできる良さがあると思いますし、ICTの普及により遠距離の学校と遠隔で学びあうというのものもあるかもしれません。生徒1名の中学校は、道内では数校ありますし、廃校ではなく休校するという手もあります。

委員② 維持管理のために、仮に休校した場合に中ノ川のように、小中学校一緒に校舎を使用するという事はできないのでしょうか。

教育長 小中学校の併置校というのは、校長先生が一人になります。新しい制度で、9年間通した学校として義務教育学校というものがあります。これは、学校は別でもいいんです。

維持管理の関係でいうと、ニセコ町の宮田小学校の廃校時の話を聞きますと、経費は600万円から700万円でしたが、学校1校あると2,000万円が国から措置されているとのことです。小規模の良さを生かした教育ができるのであれば、これに対するニーズはあると思います。子育て支援住宅も空いていますので、仕事はあるかないかはありますが、単身でここに移り住んで学校に通う選択はあると思います。個別指導ができる環境で、子どもが学校に通えたらそして、救われたら、嬉しいですね。地方創生大臣は、学校を潰すなど強く言っていますし、休校もありだと、一文入れたと聞いています。地域における学校の役割は、やはり大きくあります。

悩ましいことではありますが、子どもも親も大きな学校に行きたいという意見があったら、私は違うと思います。去年の説明会でもそのような流れにはならなかった。

委員③ 今の時代は、テレビ回線でどんどんグローバル化して、大きな授業ができるのですね。

教育長 先進的に取り入れることができたなら、小さいからできないではなく、小さいからできるといふ突破口になるのではないのでしょうか。授業の様子をみると、学校では丁寧に

教えることができますので、学力は確実に上がります。

町 長 白井川中学校では、人数が少ないだけに学校の存続は流動的ではあります。

委員③ 他の町からの申し込みがあるのですね。

教育長 申し込みまでは至っておりませんが、問い合わせの段階です。申し込みがあれば、優先的に子育て支援住宅に入っていただけたらと思います。住宅内の写真を載せたパンフレットを作りましたので、暮らす時のイメージがわくと思います。教育委員の皆さんも、ぜひ、ご紹介ください。住宅入居者が1名あると、現在と同じ生徒数にはなりますので、中学校の継続は明確になります。転入の判断が年内に決まるといいですね。学校も見えていただいて、先生方とも会ってほしいです。

委員③ 都会では登校拒否の子ども達がいると聞きますので、お父さんは今のまま働き、お母さんと子どもが白井川に来て、学校に入ってほしい。

教育長 環境を変える上でも、1年間でも来ていただきたいです。子どもは、復帰はしたいけれど同じ人間関係の中で戻るのは、ハードルは高いと考えます。人数合わせのために言っている訳ではなく、子どものこれからのことを考えると、このような考え方もあると思います。

町 長 次の話題に移ります。

J Rの減便について説明いたします。新聞にも出ていましたが、赤字であり、老朽化した気動車が更新できないとのことが、この地域だけではなく全道的にあります。そのため、廃駅になったり本数が減ってしまったりのことです。函館本線のうち長万部から倶知安間の本数が減便となる、現在上下各7便が走っていますが、日中の3便ぐらいは減らされるのではないかというものです。高校生の通学は可能であるが、間の時間帯が減便されることを危惧しています。学生だけではなく、病院や買い物のためJ Rを利用していますので、本町だけではなく長万部町から倶知安町までの沿線の町が同じ悩みを持っています。11月9日に、沿線自治体でJ R本社に出向き、減便取りやめの要望をしております。要望時には、J Rからは気動車がないため、走らせることができないとの回答を受けています。倶知安高校生の部活生であれば、減便後には夜10時頃に着く列車になるかもしれない状況です。こうなると、防犯上も課題になると思います。

妥協案としては、通学・通院に影響がない時間帯での減便を考慮してほしいとの要望もしています。

ニセコ方面には、特急を走らせるとの情報がありますが、減便がこれに変わるということはないと思いますし、今年、期間限定で黒松内駅に停車する臨時特急がありましたが、沿線住民がすぐ利用するかは難しいと思います。

委員② 私も、昨日、JRを利用しました。ニセコ駅までは利用者が多かったものの過ぎたら、最後は1両に2人しか乗っていない。でも、無くなったら困るというのが実感です。沿線の町長にもぜひ、伝えたいし、影響が少なくなるよう取組をお願いしたい。

町長 5町では要望活動後に集まり、要望だけではなく対応策などもこのメンバーで、検討していくことになりました。例えば、バス運行の話も出ましたし、車両を自治体で共同購入してはという話もありました。

教育長 公共交通機関は、無くなってはいけない。採算だけではなく、最低、足を確保していく役割がある。高齢者が増えたが、公共交通機関が不便なため、自動車運転免許を手放せないと聞きます。しっかり、公共交通の足は必要なんだと言い続けなくてはならない。冬道は、特に自動車運転が大変な時期でもある。

委員② 特に、高齢者はそう思います。

町長 気動車が1台5億円もしますので、バスは1,000万円で購入できる、各町村が購入し、連携したバス運行ができないかとの思いもあります。新幹線開通後は、在来線の在り方の課題もあります。バス転換なのか、私鉄化かなのか、慎重な検討が必要です。高校がある町では、生徒のために送迎バスを運行すると言っています。

委員③ 確かに、自分たちの町のことを考えていかななくてははいけない。隣町との足の連携を町が考えることもできるが、これは、やはり国が考えること。病院と一緒に、税金を使っても必要なものは必要との判断になるのでは。

教育長 効率だとか費用対効果というだけで、攻められるだけではなく、待ってほしいという考えを示さなくてははいけない。

町長 便が悪くなればなるほど、利用者も減っていくという悪循環にもなってしまう。

教育長 都市部なら、駐車場のことも含め、自家用車はいらない。10年後には、自動運転車になる。簡便なデマンド車が、走るような時がくるのではないのでしょうか。

町長 民間の交通機関がなくなるのなら、自治体が福祉バスを連携し走らせることも一つの選択肢になる時代になる。高校生が困る時代になった。

教育長 減便する列車が、明確になるのはいつ頃ですか。

町長 全道各地から要望や問い合わせがJRに殺到していると思います。12月には、減

便が示されると思います。申し訳ございませんが、減便は押し切られてしまうと思います。

委員② 列車をみると、人が乗っていないので、そう思います。

町 長 最後の項目のその他今後の予定についてを、事務局より説明願います。

事務局 議案をご覧ください。今後の予定です。

本日、第3回の総合教育会議を開催いたしました。②9月30日の第3回臨時会で、町長からの行政報告にて、総合教育会議を設置したことと教育大綱案の検討などの内容を説明しました。③町民意見収集手続きの結果を報告し、今後の予定では、⑤12月定例会期中に開催する各課説明会にて、大綱案を議員に説明し、議員から修正等の意見があれば町長にお判断いただきますが、修正した上で大綱を策定することをご承認いただければと思います。特に、意見がなければ本日の大綱案をもって12月中には、決定をさせていただきます。その後、⑥12月下旬に第4回総合教育会議にて、本日、お話ししたいじめ防止対策の方針を提案させていただきます。また、平成28年度予算や教育課題等を協議いたします。方針は、1月に校長会にて、2月又は3月には議会各課説明会を経て説明の上、意見等をもらうよう体制を整えたいと思いますし、記載はありませんが、校長会以外の教育関係団体に説明が必要となる場合には、意見交換を行いたいと考えています。実際の運用は、平成28年4月からさせていただきます。

町 長 次回は、12月下旬に総合教育会議を開催します。師走のお忙しい時期にはなりますが、予算関連のお話をさせていただきたいと考えております。やはり、町長予算査定後では意味がありませんので、この時期になりましたので、どうぞ、よろしく願いいたします。全般にわたり、何かございますでしょうか。

委員等 なし。

町 長 ないようですので、以上で、第3回総合教育会議を終了いたします。ありがとうございました。